

### 臨時休業に伴う学校施設開放について

1 目的 文科省の方針を受けた市教委の通知により、臨時休業による子どもたちの運動不足解消やストレス軽減を目的として、学校施設（校庭・体育館）を開放する。

2 開放施設 校庭（東側半分）のみ

3 開放日時

令和2年	午前 9時～11時30分	午後 1時30分～ 4時
3月17日(火)		開放
18日(水)	開放	開放
19日(木)	開放なし(卒業式のため)	開放
23日(月)	開放	開放
24日(火)	開放なし(修了式のため)	開放

4 留意事項

- (1) 保護者の外出許可の下で利用する。
- (2) 一人歩きを避け、往復の交通安全に十分に気を付ける。
- (3) 往復時に寄り道をしない。
- (4) 自転車の場合は、給食棟の前に1列に並べて置き、鍵をかける。
- (5) けがや事故防止のため、「よい子の一日のやくそく」の校庭・遊具の使い方のルールを守る。
  - \* 安全に気を付けて過ごす。(車が通る場所に飛び出しをしない。)
  - \* 車が入り出るアスファルトの場所や駐車場では遊ばない。
  - \* サッカーや野球では遊ばない。
- (6) 終了(帰宅)時刻を厳守する。
- (7) 昼食は、自宅とする。
- (8) 学童保育の外活動の妨げにならないように過ごす。
  - \* 学童保育の児童と一緒に遊ばない。
  - \* 原則として、校庭の東側半分を利用する。
- (9) 開放時間中、教職員が監察に当たる。
- (10) けが等の応急手当は学校で行うが、医師の診察や治療が必要な場合は、保護者に連絡して対応してもらう。(日本スポーツ振興センター給付金の申請が可能です。)
- (11) 休・祝日や春休み期間(3/25～4/7)は、保護者の責任・管理の下、必要に応じて利用する。(学校の管理下ではありません。)